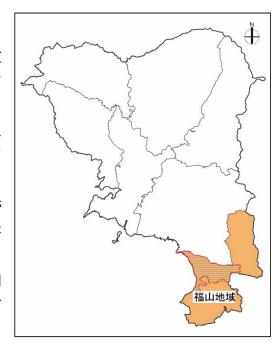
## 8. 福山地域

## 8-1 地域の現況特性と主要課題

## (1) 現況特性

- ① 福山地域は、国道 10 号、国道 220 号、国道 504 号が通り、大隅半島の陸上交通の要衝となっています。
- ② 人口は、平成 27 年国勢調査によると 5,453 人 で近年減少を続け、高齢化率は 36.4%となって います。
- ③ 錦江湾に面して急峻な傾斜地の迫る海岸地帯と緑豊かな高原地帯からなり、集落、農地のほか、工業団地などの土地利用もみられます。
- ④ 農業主体の地域で、温暖な海岸地帯では全国 的にも知られる黒酢醸造や小みかんなどの果樹 栽培、冷涼な高原地帯では畜産も盛んです。



- ⑤ 福山総合支所周辺には、主要な公共施設や商店等があります。
- ⑥ 地域の中央部が福山都市計画区域\*\*1に指定されています。

## (2) 主要課題

- ① 広域交通条件を生かし、特色ある産業を継承しながら、企業誘致や観光振興など産業・ 交流機能の強化を図る必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービスの機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 大隅半島の玄関口として、交通需要への対応と地域住民の利便性の向上を図るため、地域内外を結ぶ道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所における自然災害の防止、各地区での生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 海岸沿いの樹園地や台地上の畑、水田など 農地の保全、農業生産環境の維持・向上とと もに、海岸地帯や高原地帯の貴重な自然環境 の保全を図ることが求められます。



■ 福山の黒酢つぼ畑から望む桜島

<sup>※1</sup> 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

## 8-2 将来の整備目標

## (1) 将来イメージ

# 桜島を臨む海辺や緑豊かな高原 伝統ある産業を活かした、人々が集い・交わるまち

## (2) 整備目標

- ① 豊かな自然環境や個性的な伝統産業を保全・継承し、まちづくりに活かすとともに、海 浜と高原のレクリエーションゾーンの形成や新たな産業育成など広域交通条件を活かし た活力ある地域づくりを進めます。
- ② 福山総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくり を進めます。

## 8-3 まちづくりの整備方針

#### (1)土地利用

- ① 西牧之原工業用地においては、周辺の自然環境や住宅地に配慮しながら、有効活用を図ります。
- ② 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、豊かな自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ④ 山岳地域については、荒磯岳周辺等の地域北部に広がる水源涵養<sup>※2</sup>機能等を担う保安 林<sup>※3</sup>・国有林等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

#### (2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である福山総合支所周辺については、商店や医療、行政などのサービス機能の維持を図るとともに、空き家・空き地等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。また、福山市民サービスセンター周辺については、つぼ畑や、歴史・文化的資産、桜島への眺望などを生かした海辺のレクリエーション地域として、地域の活性化を図ります。
- ② その他の集落地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

<sup>※2</sup> 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

<sup>※3</sup> 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

## (3)交通

- ① 市中心部へのアクセス性の確保や地域内の連絡など、地域住民の利便性を高めるため、 通過交通と地域内の発生交通との分離を図りながら、幹線道路網の充実を図り、幹線道路 等の整備促進に努めます。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路<sup>※4</sup> である東九州自動車道の 4 車線化の整備を促進するとともに、国道 10 号、国道 220 号、国道 504 号については、地域間を結ぶ主要幹線道路として、整備促進を図ります。
- ③ 地域拠点を重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー\*5 やユニバーサルデザイン\*6等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ④ 福山地区は錦江湾に面し、背後地には急峻な傾斜地を抱えており、土砂災害の危険性の高い地区であることから、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- ⑤ 本地域から霧島地域、牧園地域を経て横川地域に至る環状路線の構想について検討します。
- ⑥ 路線バス、ふれあいバス<sup>※7</sup>等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

## (4) 水とみどり

## 1)河川

① 志布志湾に注ぐ菱田川等の河川や錦江湾に直接注ぐ中小河川については、治水機能の維持・ 充実を図るとともに、菱田川、月野川、検校川の清流や、水の駅佳例川公園等の豊かな水 辺環境の保全を図ります。

## 2) 公園・緑地

- ① まきのはら運動公園については、人々の交流の場として適正な維持管理と機能の充実を図ります。
- ② 牧之原近隣公園、亀割公園をはじめとする既存公園については、環境の保全を図るとともに、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

#### (5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② 川路原水源地・送水管の整備を図り、水道施設の適正な維持管理に努めます。

<sup>※4</sup> 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

<sup>※5</sup> バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

<sup>※6</sup> ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

<sup>※7</sup> ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

③ 福山宝瀬不燃物処分場及び霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の適正な維持管理に努めます。

## (6)都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、本地域の特色である海岸地帯や丘陵地の緑、屋敷林や寺社林などの豊かな自然環境の維持、保全を図ります。
- ② 関係法令に基づき、本地域で確認されているギンイチモンジセセリ\*\*8、地域南部のススキ草原、鹿児島湾岸のアコウ個体群\*\*9等、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 福山海浜緑地広場の親水護岸や緑地広場など海辺のレクリエーション機能の適正な維持管理を図り、自然と親しめる拠点として活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを 促進します。

## (7) 都市景観

- ① 桜島を臨む錦江湾に沿った景観を「水と緑の景観軸」と位置付け、重要な景観資源として保全・活用します。
- ② 国分平野や錦江湾・桜島を臨む眺望、水辺と斜面緑地が一体となった海岸部の景観、酢つぼが畑一面に整然と並べられた景観、緑あふれる高原の景観や、福山のイチョウ、旧田中家別邸・庭園などの歴史・文化的景観、緑豊かな住宅地・集落地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者と行政の協働により保全・形成を図ります。

## (8)都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ<sup>※10</sup>による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道 10号、国道 220号、国道 504号の緊急輸送道路\*\*11においては、防災機能の確保に努めます。また、市有建築物や住宅・建築物についても耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

<sup>※8</sup> ギンイチモンジセセリ / セセリチョウ科の蝶で、はねが細く特徴的な形である。はねの表面は黒一色、後ろばね裏面中央を走る銀白条がある。 環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種に分類されている。

<sup>※9</sup> アコウ個体群 /クワ科イチジク族の樹木の群落。

<sup>※10</sup> ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

<sup>※11</sup> 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

## ■ 福山地域まちづくり方針図

